

長野県 新型コロナウイルス感染症対応資金

制度概要

※令和2年7月3日より申込上限額を4,000万円に引き上げました。

都道府県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも

3年間の実質無利子・無担保・据置最大5年融資

を拡大します。（利子はキャッシュバック方式により年2回の還付予定です。）

あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の
保証料を半額又はゼロにします。

対象要件

新型コロナウイルス感染症対応資金にて、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用**した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

売上減少率	売上高▲15%以上 《金利1.3%》	売上高▲5%以上 《金利1.6%》
対象者 【保証料負担割合】 ※ 利子補給対象	① 個人事業主（小規模企業者*） 【保証料0】※	② 個人事業主（小規模企業者*） 【保証料0】※
	③ ①以外の個人事業主・法人 【保証料0】※	④ ②以外の個人事業主・法人 【保証料1/2】
	⑤ 経営者保証を免除する法人 【保証料0】※	⑥ 経営者保証を免除する法人 【保証料1/2】

*従業員数20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）5人以下）

その他の要件

- 申込上限額：4,000万円（運転資金・設備資金合計で）
- 補助期間：保証料は全期間、利子補給は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 返済方法：均等分割返済（一年以内であれば一括返済も可能）
- その他：既往借入借換可能（同一金融機関かつ保証協会付きに限る）
※本資金間での借換は原則不可

裏面でよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証いずれかの認定書を取得してください。



いつから申込みできますか？

令和2年5月1日より金融機関にて申込受付を開始いたしますので、まずはお取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。



申請に必要な情報を教えてください。

- ① 市町村認定書（写し可）（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか）
- ② 金融機関必要書類
- ③ 保証協会必要書類 など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。



申請の流れはどのようになりますか？

以下のような流れとなります。

まずはお取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。

